

東京都北区商店街空き店舗活用支援事業補助金交付要綱

3 北地産第 3 0 2 2 号
令和 4 年 3 月 2 2 日 区長決裁

(目的)

第 1 条 この要綱は、区内の商店街等の空き店舗を活用して事業を行う起業家に対して、予算の範囲内で経費の一部を補助することにより、地域に根差した起業家を発掘し、育成するとともに、地域のにぎわいの創出と活性化を図り、もって区内産業の振興に資することを目的とする。

(定義)

第 2 条 この要綱において「起業家」とは、次の各号のいずれかに該当するものをいう。

- (1) 事業を営んでいない個人であって、新たに開始する事業の具体的な計画を有する者
- (2) 新たに事業を開始した個人であって、当該事業を開始した日以後 5 年を経過していない者
- (3) 事業を営んでいない個人であって、新たに法人を設立して開始する事業の具体的な計画を有する者
- (4) 事業を営んでいない個人によって設立された法人であって、その設立の日以後 5 年を経過していない者

2 この要綱において、「商店街」とは、次に掲げる要件に該当するものをいう。

- (1) 区内の一定区域（以下「当該区域」という。）で、中小小売商業又はサービス業に属する事業者の相当数が近接してその事業を営み、かつ、組織的な活動を行っていること。
- (2) 社会通念上、消費者により、まとまった買い物の場として認識されていること。
- (3) 当該区域内に人又は車両が常時通行できる道路等を包含していること。
- (4) 当該区域で活動を行うための会則又は規約、役員名簿並びに 2 4 箇月分の決算書及び関係帳簿を有していること。

3 この要綱において、「商店街等」とは、次に掲げるものをいう。

- (1) 商店街
- (2) 商店街振興組合法（昭和 3 7 年法律第 1 4 1 号）による商店街振興組合
- (3) 中小企業等協同組合法（昭和 2 4 年法律第 1 8 1 号）による事業協同組合

4 この要綱において「空き店舗」とは、入居・営業するテナントが決まっていない状態の店舗・事務所又は所有者が営業を続けるつもりがなく閉鎖したままの店舗・事務所をいう。

5 この要綱において「生鮮三品販売店舗」とは、青果、鮮魚及び精肉の売り場面積の合計が、店舗の売り場面積の 5 0 パーセント以上を占めており、かつ、常時、青果、鮮魚及び精肉の販売を主とした事業実態がある店舗をいう。

(補助対象者)

第2条の2 この要綱による補助金（以下「補助金」という。）の交付の対象となるものは、次のいずれにも該当する起業家とする。

- (1) 区内の商店街等の空き店舗を活用して事業を行うこと。
- (2) 補助期間終了後も事業を継続する計画を有すること。
- (3) 前期分の確定申告を終了している法人の場合は、前期分の法人都民税の滞納がないこと。個人の場合は、前年度の特別区民税・都民税又は市町村民税の滞納がないこと。
- (4) 許可若しくは認可が必要な事業を開始しようとするときは、補助金の申請の際にその許可若しくは認可を受け、又は許可若しくは認可を受ける見込みであること。
- (5) 過去に、第18条第1項第2号又は第3号の規定により、第9条の規定による補助金の交付決定（以下「交付決定」という。）の全部又は一部を取り消された者でないこと。
- (6) 空き店舗の所有者又は管理者が親族（三親等以内）でないこと。
- (7) 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77条）第2条第2号に規定する暴力団若しくは同条第6号に規定する暴力団員又はその利益となる活動を行う者若しくは団体ではないこと。
- (8) 既に事業を開始している者である場合は、事業を5年以上継続している者でないこと。

(補助対象事業)

第3条 この要綱による補助金の交付の対象となる事業は、区内の商店街等の空き店舗を活用した事業で、次に掲げるものとする。

- (1) 小売業、飲食業又はサービス業の店舗運営
- (2) その他区長が必要と認めた事業

2 前項の規定にかかわらず、次に掲げる事業は、この要綱による補助金の交付の対象外とする。

- (1) 地域のにぎわい創出と活性化が期待できない事業（倉庫事業・インターネット販売のみを行うもの等）
- (2) 仮設テント又は仮設店舗で行う事業
- (3) 既存店舗の営業時間外に間借りして行う事業
- (4) 社名又は代表者変更によって開店する事業
- (5) 区内の商店街等から別の区内の商店街等への移転によって開店する事業
- (6) ナショナルチェーンに属する者が行う事業又はフランチャイズチェーンの加盟店として行う事業
- (7) 風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律（昭和23年法律第122号）第2条第5項に規定する性風俗関連特殊営業、金融・貸金業その他区長が補助金の交付対象として社会通念上適切ではない事業
- (8) その他区長が適切でないと判断した事業

(補助金の種別)

第4条 この要綱による補助金は、次の各号に掲げる種別により交付するものとし、それぞれの補助対象経費、補助対象期間、補助金額及び補助限度額は別表に定めるとおりとする。

(1) 店舗改修費等補助金

- ア 生鮮三品販売店舗
- イ その他の店舗

(2) 店舗賃借料補助金

- ア 生鮮三品販売店舗
- イ その他の店舗

(補助対象期間)

第5条 削除

(補助率及び補助限度額)

第6条 削除

(補助金の交付申請)

第7条 補助金の交付を受けようとする起業家（以下「交付申請者」という。）は、地域振興部長が別に定める募集期間内に、東京都北区商店街空き店舗活用支援事業補助金交付申請書（別記第1号様式）を区長に提出するものとする。この場合において、交付申請者は、補助金の交付申請（以下「交付申請」という。）をする前に北区経営アドバイザーによる経営相談を受けるものとする。

- 2 交付申請者は、地域振興部長が別に定める開店対象期間内に店舗を開店する者に限る。ただし、次項ただし書に規定するときは、この限りでない。
- 3 この要綱による補助金の交付を受けた起業家は、再度この要綱による交付申請をすることができない。ただし、補助対象期間が年度をまたがり、継続して補助金を受けようとするときは、この限りでない。
- 4 第1項の規定にかかわらず、前項ただし書の場合においては、第1項の規定による経営相談は省略することができる。

(審査会の設置)

第8条 区長は、この要綱に照らし補助金の交付について審査するため、商店街空き店舗活用支援事業審査会（以下「審査会」という。）を設置する。

- 2 審査会の運営については、地域振興部長が別に定める。

(補助金の交付の決定及び通知)

第9条 区長は、第7条第1項の規定による申請書の提出があったときは、審査会の意見を踏まえ、補助金の交付の可否を決定する。ただし、同条第3項ただし書の場合においては、同条第1項の規定による申請があったときは、補助金の交付の可否を決定するも

のとする。

- 2 区長は、補助金を交付することと決定した起業家（以下「交付決定者」という。）に対しては、東京都北区商店街空き店舗活用支援事業補助金交付決定通知書（別記第2号様式）により、交付しないことと決定した起業家に対しては、東京都北区商店街空き店舗活用支援事業補助金不交付決定通知書（別記第3号様式）により通知するものとする。

（交付の条件）

第10条 区長は、前条第1項の規定により交付を決定する場合には、補助金の交付の目的を達成するために、次に掲げる条件を付するものとする。

- （1）地域振興部長が別に定める開店対象期間内に開店すること。
- （2）店舗を開店したときは、速やかに東京都北区商店街空き店舗活用支援事業補助金店舗開店届（別記第4号様式）を提出すること。
- （3）交付決定者は、補助対象期間内に、区長が指定する専門家による経営診断等を受けること。
- （4）商店街等に参加すること。
- （5）商店街等が行う地域活動に可能な限り、積極的に参加及び協力すること。
- （6）前各号に掲げるもののほか、区長が定めた条件。

（申請の取消し）

第11条 交付申請者は、第7条の規定により交付申請をした後に、当該交付申請を取り下げるときは、東京都北区商店街空き店舗活用支援事業補助金交付申請取下げ書（別記第5号様式）を区長に提出するものとする。ただし、第9条の交付決定の内容又はこれに付された条件に不服があり、交付申請を取り下げようとするときは、交付決定の通知を受けた日から14日以内に、東京都北区商店街空き店舗活用支援事業補助金交付申請取下げ書（別記第5号様式）を区長に提出するものとする。

（補助事業の内容変更等）

第12条 交付決定者は、補助事業の内容を変更又は中止しようとするときは、あらかじめ東京都北区商店街空き店舗活用支援事業変更等承認申請書（別記第6号様式）により申請し、区長の承認を受けるものとする。ただし、事業の内容を変更する場合で軽微なものについては、この限りでない。

- 2 区長は、前項の承認をしたときは、東京都北区商店街空き店舗活用支援事業変更等承認書（別記第7号様式）を、交付決定者に交付するものとする。

（事故報告）

第13条 交付決定者は、補助事業の継続が困難となったときは、速やかにその理由及び状況その他必要な事項について、東京都北区商店街空き店舗活用支援事業補助金事故報告書（別記第8号様式）により区長に報告し、その指示を受けるものとする。

(実績報告)

第14条 交付決定者は、補助対象期間のうち、4月から9月までの月の分は9月に、10月から3月までの月の分は3月に、速やかに東京都北区商店街空き店舗活用支援事業補助金実績報告書（別記第9号様式）を、区長に提出するものとする。

(補助金の額の確定)

第15条 区長は、前条の規定により実績報告を受けた場合は、関係書類の審査及び必要に応じて行う現地調査等により、その報告に係る補助事業の成果が交付決定内容及び条件に適合するものであるかどうかを調査し、適合すると認めたときは交付すべき額の補助金を確定し、東京都北区商店街空き店舗活用支援事業補助金確定通知書（別記第10号様式）により、交付決定内容及び条件に適合しないと認めたときは、東京都北区商店街空き店舗活用支援事業補助金交付決定取消通知書（別記第11号様式）により、それぞれ交付決定者に通知するものとする。

2 前項の規定により交付すべき補助金の確定額は、補助事業に要した経費により算出した金額又は補助金交付決定額のいずれか低い額とする。

(補助金の請求)

第16条 交付決定者は、前条の規定により確定通知を受けた場合は、速やかに、東京都北区商店街空き店舗活用支援事業補助金請求書（別記第12号様式）を区長に提出するものとする。

(補助金の支払)

第17条 区長は、前条の規定により補助金の請求を受けたときは、速やかに補助金の支出の手続きを行い、交付決定者の銀行口座へ振込みを行うものとする。

(交付決定の取消し)

第18条 区長は、交付決定者が次の各号のいずれかに該当した場合は、交付決定の全部又は一部を取り消すことができる。

- (1) 地域振興部長が別に定める開店対象期間内までに店舗を開店できない又は事業が実施できないと認められるとき。
- (2) 偽りその他不正の手段により交付決定を受けたとき。
- (3) 交付決定の内容又はこれに付した条件、その他法令若しくは交付決定に基づく命令に違反したとき。

2 前項の規定は、補助金の額の確定があった後においても適用があるものとする。

(補助金の返還)

第19条 区長は、前条の規定により交付決定の全部又は一部を取り消した場合において、補助事業の当該取消しに係る部分に関し、既に補助金が交付されているときは、期限を定めてその返還を命ずることができる。

(補助金の経理等)

第20条 交付決定者は、補助事業に係る経理について収支の事実を明らかにした証拠書類を整理し、かつ、これらの書類を補助事業が完了した日の属する会計年度の終了後、5年間保存しなければならない。

(財産管理及び処分の制限)

第21条 交付決定者は、台帳を設け、その管理状況を明らかにするとともに、取得財産等については、助成事業の完了後においても、善良な管理者の注意をもって管理し、補助金の交付目的に従って、その効率的運営を図るものとする。

2 交付決定者は、取得財産等のうち、取得価格又は効用の増した価格が50万円以上のものについて、補助金の交付の目的に反して使用し、譲渡し、交換し、貸付し、取壊し、又は債務の担保に供しようとする場合は、あらかじめ区長の承認を受けるものとする。ただし、当該財産が「減価償却資産の耐用年数等に関する省令」（昭和40年大蔵省令第15号。以下「省令」という。）に規定する年数を経過している場合は、この限りでない。

3 区長は、前項の規定により承認を受けた交付決定者が当該取得財産の処分により収入のあったときは、その全部又は一部を納付させることができる。

(検査等)

第22条 交付決定者は、区長が補助事業の運営及び経理等の状況について検査を求めた場合、又は補助事業について報告を求めた場合は、これに応じるものとする。

(委任)

第23条 この要綱に定めるもののほか、補助金交付に関し必要な事項は、地域振興部長が別に定める。

付 則

1 この要綱は、令和4年4月1日から施行する。

2 東京都北区チャレンジショップ支援事業費補助金交付要綱（18北地産第704号平成19年3月23日区長決裁）は、廃止する。

付 則（令和6年3月21日区長決裁5北地産第3208号）

この要綱は、令和6年4月1日から施行する。

付 則（令和7年3月31日区長決裁6北地産第3481号）

1 この要綱は、令和7年4月1日から施行する。

2 改正後の要綱は、令和7年4月1日以降に採択された交付決定者について適用し、同日前に採択された交付決定者については、なお従前の例による。

別表（第4条関係）

	店舗改修費等補助金		店舗賃借料補助金	
	生鮮三品 販売店舗	その他の店舗	生鮮三品 販売店舗	その他の店舗
補助対象経費	第3条に規定する補助金の交付の対象となる事業を実施するために要する空き店舗の内外装工事等の費用であって、次に掲げるもの ①店舗改修費（設計費、施工費、人件費、施工材料、部材・部品等の調達費及び運用費等） ②汎用性・換金性が低く交付決定を受けた事業に直接必要な備品購入費（単価税抜10万円以上）		第3条に規定する補助金の交付の対象となる事業を実施するために要する店舗の賃借料 ※共益費、管理費、更新料、敷金、礼金、その他賃借料以外の経費は除外 ※三親等以内の親族が所有する物件に対する賃借料は対象外	
補助対象期間	店舗を開店する日までに工事、設置等が完了したもの。		店舗を開店する日が属する月から起算して24月間を限度とする。	
補助金額	補助対象経費の3分の2以内の金額（税抜。千円未満の端数は切り捨て）。ただし、次項の補助限度額を超えることはできない。		補助対象経費の3分の2以内の金額（税抜。千円未満の端数は切り捨て）。ただし、次項の補助限度額を超えることはできない。	補助対象経費の2分の1以内の金額（税抜。千円未満の端数は切り捨て）。ただし、次項の補助限度額を超えることはできない。
補助限度額	200万円	100万円	①補助開始月から12月目まで 月額7万円	
			②13月目から24月目まで 月額5万円	